

設 計 書

工 種	農 森 委	課		副		担		設計担当者 農地森林整備課 林業基盤 担当
委託番号	第 5 号	長		参		当		内 線 ()
								印
年 度	令 和 8 年 度						作 成 年 月 日	令和8 年 6 月 5 日
委 託 名	緩衝帯等整備事業 調査・測量・下刈業務委託						委 託 概 要	
							①調査・測量業務	
							森林確認調査	A = 7.27 ha
委 託 箇 所	広面字近藤沢地内ほか						周囲測量	
							A = 7.27 ha	
							②森林整備業務	
設 計 金 額							下刈	
							A = 7.27 ha	
財 源 区 分	国 補 ・ 【県 補】 ・ 市 単							
契約履行期間	契約締結日の翌日から 令和 8 年 1 1 月 6 日 まで						主任調査員	()
							調 査 員	()

内 訳 総 括 表

緩衝帯整備事業 調査・測量・下刈業務委託						
項目	名称	単位	数量	単価	金額	摘要
調査・測量	森林確認調査・周囲測量	ha	7.27			単価表 1
調査測量費						①
森林整備	下刈	ha	7.27			単価表 2
直接委託費						
共通仮設費						直接委託費 × %
純委託費						
現場管理費						純委託費 × %
委託原価						
一般管理費						委託原価 × %
森林整備費						②
業務委託費						①＋②
消費税						
業務価格計						

単 価 表 1

緩衝帯整備事業		森林確認調査・周囲測量					ha当たり
費 目	種 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調査・測量費							
	1. 森林確認調査						
	測量技師補（現地調査）		人				3ha当たり
	測量技師補（境界確認）		人				3ha当たり
	小計						
	諸経費		%				
	3ha当たりの合計						
	ha当たり単価						百円未満切り捨て
	2. 周囲測量						
	測量技師補（周囲測量）		人				3ha当たり
	小計						
	諸経費		%				
	3ha当たりの合計						
	ha当たり単価						百円未満切り捨て
計							ha当たり
単位当たり							ha当たり

1. 森林確認調査・・・現地調査、境界確認、成果表の作成を行う。
2. 周囲測量・・・・・・周囲測量、測量野帳、および施業図の作成を行う。

单 价 表 2

緩衝帯整備事業	下刈	ha当たり
---------	----	-------

緩衝帯整備事業	下刈	ha当たり
---------	----	-------

緩衝帯整備事業	下刈	ha当たり
---------	----	-------

[illegible]

令和 8 年度

緩衝帯等整備事業
調査・測量・下刈業務委託

特記仕様書

秋田市産業振興部農地森林整備課

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書は、本業務の作業に適用する特記事項を定めたものである。

(総括)

第2条 本業務の実施にあたっては、契約事項および他の法律を遵守し、善良な作業管理の注意をもって、安全かつ能率的に行うものとし、万一事故等が発生した場合は、速やかに法令に従い手続きを行うものとする。

(業務目的)

第3条 本業務は、これまでにクマの目撃情報が寄せられた場所やクマ等の野生動物の出没が確認された次の地区（別紙クマ出没状況図）において、住宅地周辺や道路沿い等に接するヤブ化・過密化している森林の下刈等を実施し、森林整備による野生動物の出没抑制を図ることを目的とする。

- (1) 秋田市広面字近藤沢地内
- (2) 秋田市浜田字稗田沢地内ほか

(業務計画等の提出)

第4条 受託者（以下「乙」という。）は、業務着手時の打合せ後、速やかに次に定める書類を委託者（以下「甲」という。）に提出するものとする。

- (1) 配置技術者届出書および経歴書
- (2) 委託業務着手届
- (3) 業務計画書
- (4) 業務工程表
- (5) 法定外の労災保険証等
- (6) その他、甲が指示する書類

第2章 調査・測量・下刈

(業務内容)

第1条 本業務は、下刈を実施するために必要な調査および測量を実施するものであり、その内容は次に定めるとおりとする。

- (1) 森林確認調査

ア 乙は、事業計画地にて、現地調査を実施し、森林所有者の把握および特定作業

を行う

イ 乙は、事業計画地にて、森林所有者とその隣接者に境界立会いを求め、境界の確認を行うこと

(2) 周囲測量

ア 乙は、下刈の施業面積を確定させるため、ポケットコンパス等を用いて測量を実施し、測量野帳および施業図（様式第4号）を作成すること

イ 乙は、施業地の境界となる部分に樹木テープ等を設置し、測量後にも現地で測点または境界が分かるようにすること

ウ 成果品として提出する施業図には、隣接する道路等も一緒に表示すること

エ 乙は、成果品として測点または境界を標示した現地確認写真を各測量地につき適宜撮影し提出すること

(3) 下刈

ア 下刈の幅（奥行き）は、林縁部からおおむね30m以内とすること

イ 下刈は1回刈りとし、雑草・笹・萌芽および蔓茎類、その他植栽木の成育に支障となる地表物をできるだけ地際より丁寧に刈り払うこと

ウ 植栽木に巻きついた蔓茎類は、植栽木の成育に支障のないように根元より除去し、その際は植栽木が損傷しないように注意すること

エ 乙は、集草や処理等が必要になった場合は、委託者の指示に従うこと

(写真管理)

第2条 写真管理は、次のとおり撮影し管理データを提出するものとする。

ア 施工箇所の全景（撮影が困難な場合は数箇所から撮影）

イ 施工前および施工後の状況（原則同一構図）

ウ 施工中の状況（必ず県税事業を活用しているPR用のぼりを設置し撮影）

エ 作業前のミーティング、安全教育状況

オ 作業員の服装および安全具の装備状況

(のぼりの設置)

第3条 本業務の遂行にあたり、「秋田県水と緑の森づくり税事業」を活用していることをPRするため、次のとおり作業するものとする。なお、PR用のぼりは貸与するものとする。

ア 下刈の際は、必ずのぼりを設置すること

イ 写真管理は、必ず設置したPR用のぼりを入れた作業状況を撮影すること

第3章 成果物等

(成果物の提出)

第1条 成果物の提出については、次に定めるとおりとする。なお、ここに示す事項以外で必要と思われる資料等については、別途協議するものとする。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 出来形結果表
- (3) 写真帳
- (4) 様式第4号 令和8年度 安全・安心な森整備事業（緩衝帯等整備事業）計画地 施業図（実測図）
- (5) 一筆図
- (6) 面積計算書

第4章 その他

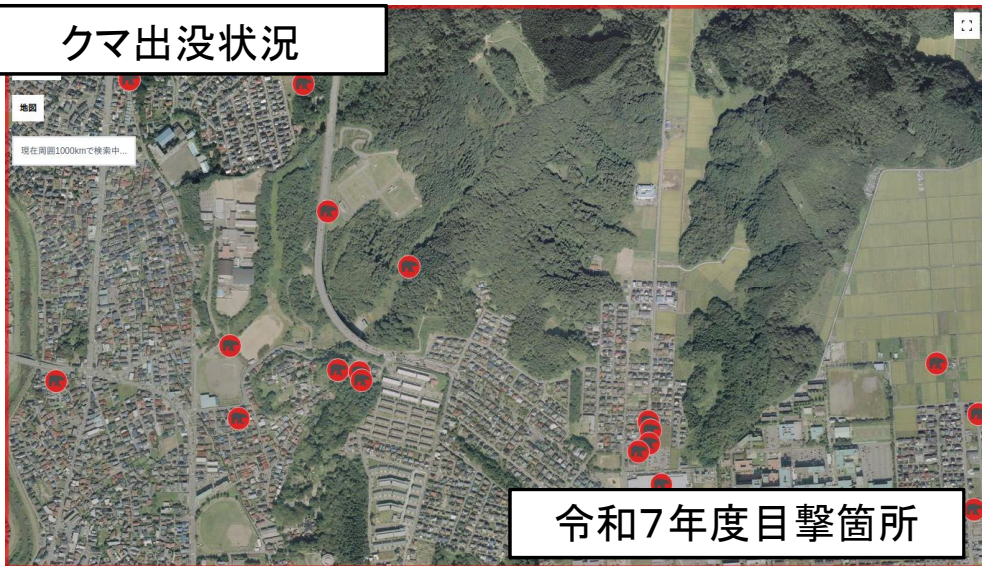
(変更協議)

第1条 本業務について、現場調査の結果等により業務の内容および数量等の変更が生じる場合は、甲乙協議の上、変更設計時に対応するものとする。

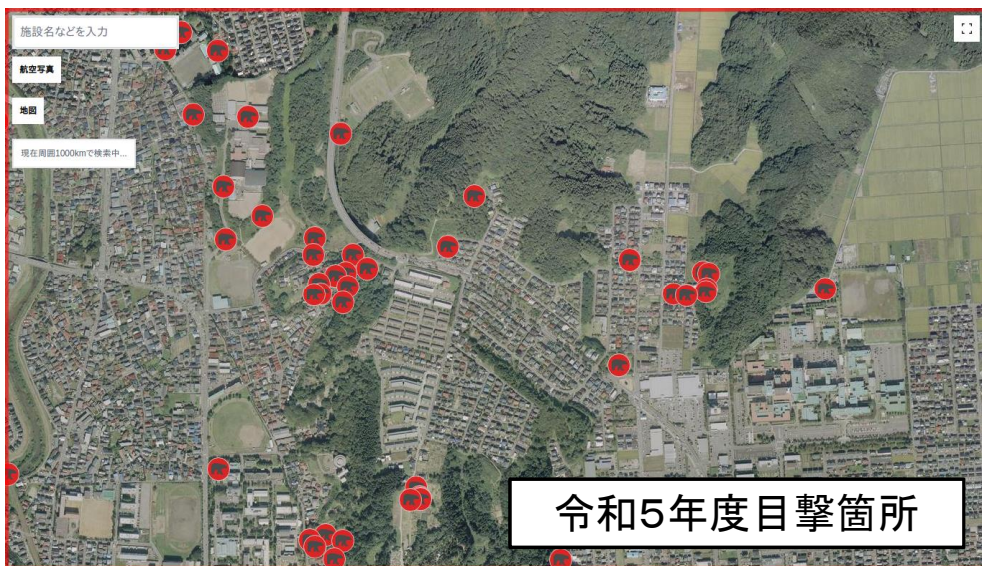
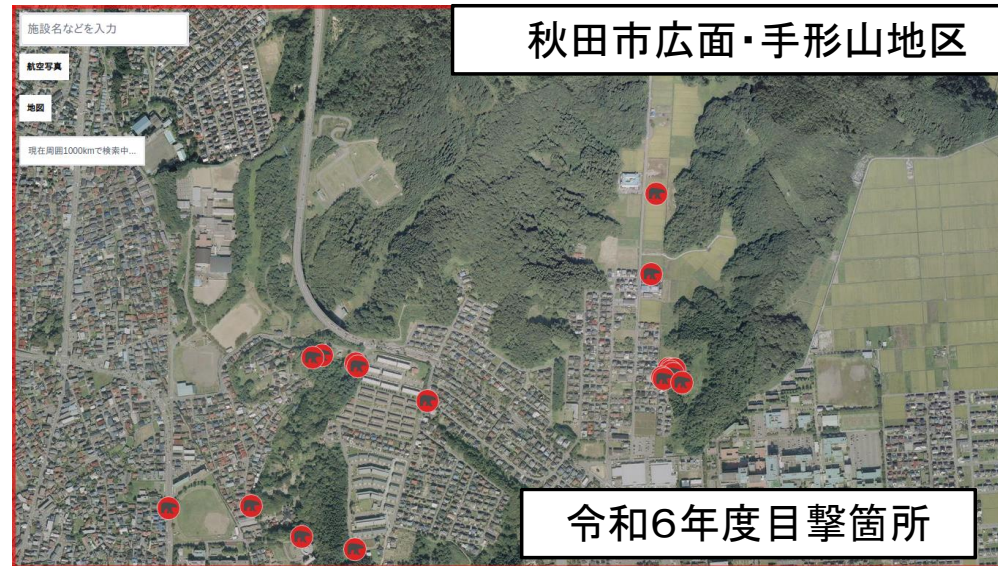
(その他)

第2条 本業務の遂行にあたり、本仕様書に定めのない事項または疑義等が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

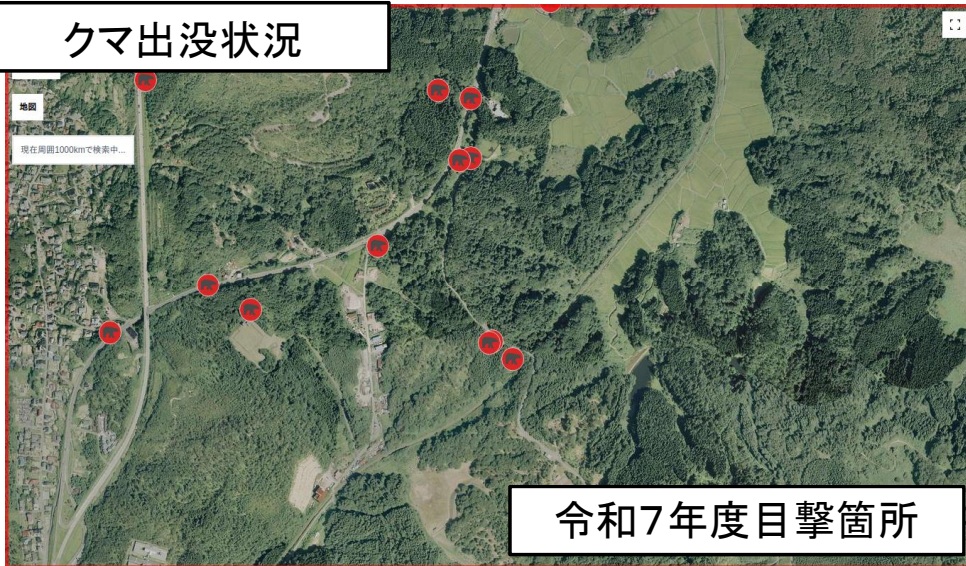
クマ出没状況



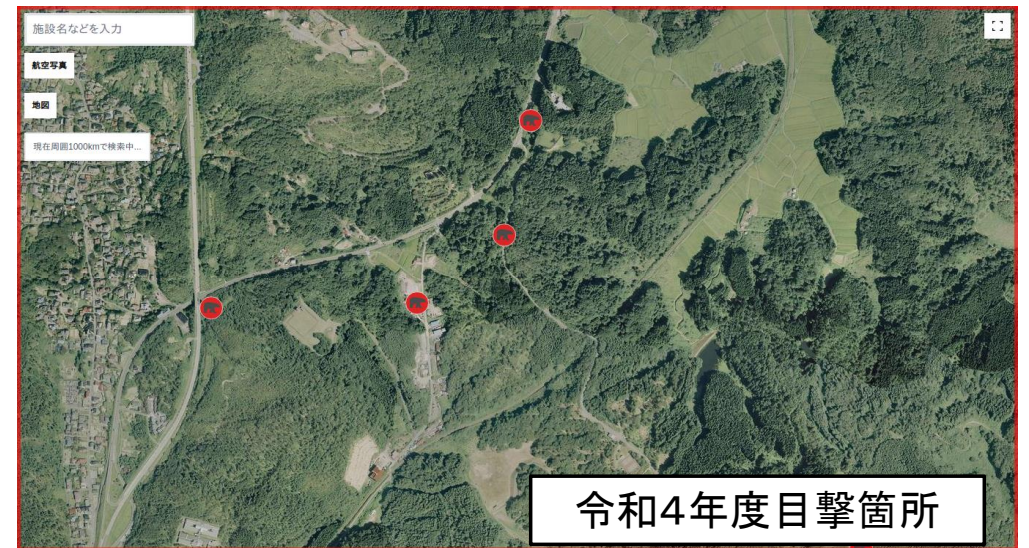
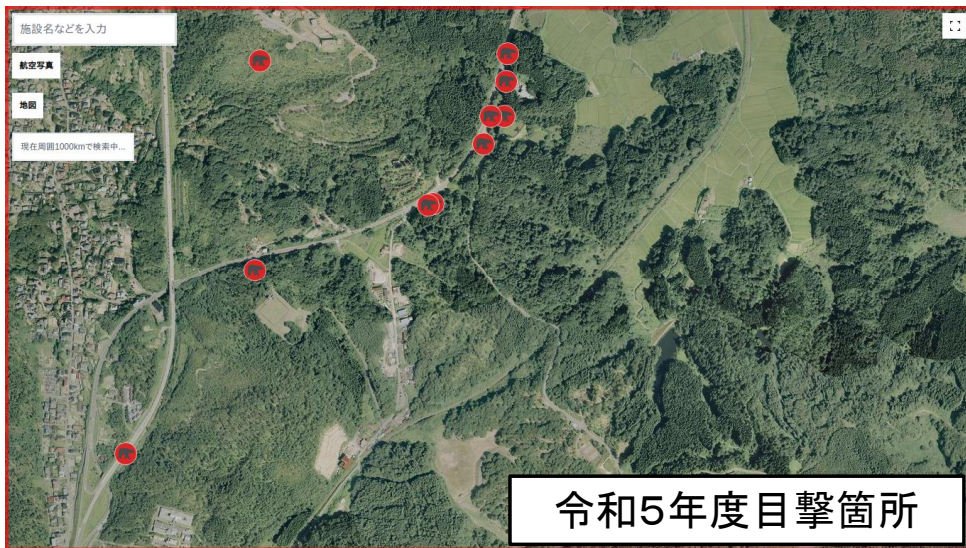
秋田市広面・手形山地区



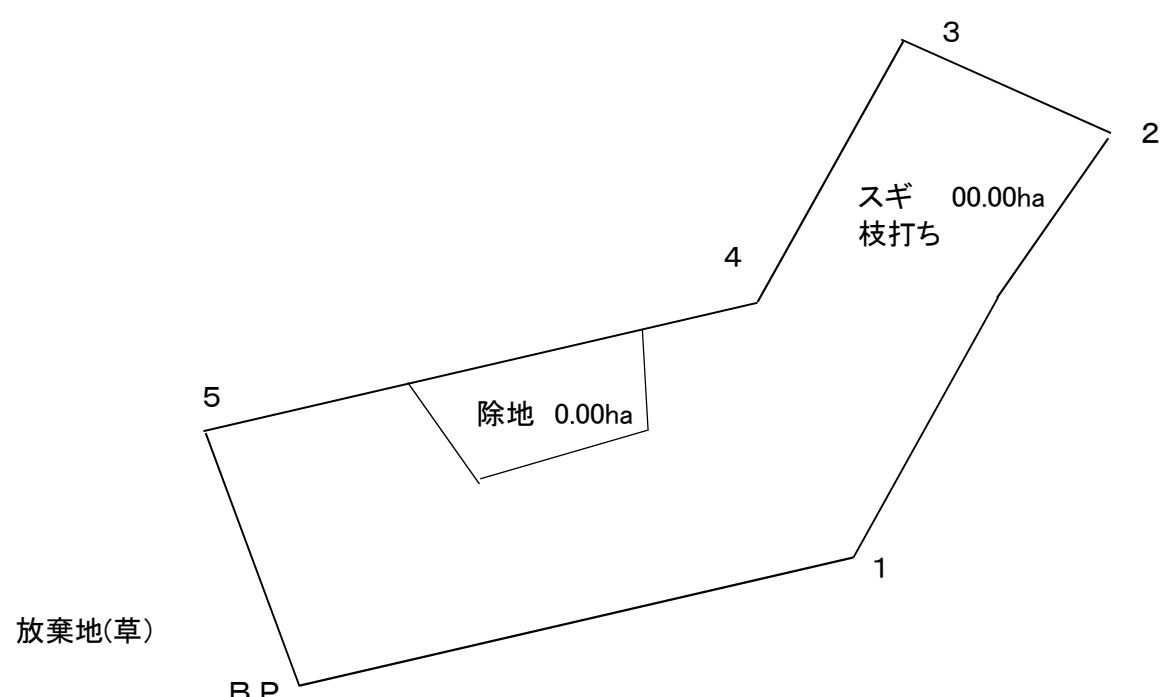
クマ出没状況



秋田市浜田地区



令和8年度 安全・安心な森整備事業(緩衝帯等整備事業)計画地 施業図(実測図)

箇所番号				方位	
森林所有者名					
事業実施主体名					
施行地				縮尺 1 _____	
林小班		事業内容			
面積(ha)					
(例)					
					
森林所有者及び事業箇所の地番等の確認					
備考					

注1) 縮尺は、1ha未満は1／1, 000、1～5ha未満は1／3, 000、5ha以上は1／5, 000を基準とする。

- 2)「箇所番号」は、実施計画書の番号と一致させること。
- 3)「施行地」「林小班」には該当する地番をすべて記入する。
- 4)「事業内容」には実施する事業種目を記入する。
- 5)「森林所有者及び事業箇所の地番等の確認」には、「土地課税台帳で確認済」等記入する。
- 6)国土調査及び過去の実測図を利用する場合は備考欄にその旨を記入する。
- 7)除地(1箇所0. 01ha以上)があるときは図示する。
- 8)周辺の地形地物等の特徴を略記する。
- 9)新たに実測した場合は測量野帳(第4号様式)を添付する。

箇所図



広面字近藤沢地内

箇所図



浜田字稗田沢地内ほか